米中経済協議会、会員向けアンケート調査結果を発表、知財保護は引き続き 10 位に

2025 年 7 月 22 日
JETRO 香港事務所

2025 年 7 月 16 日、米中経済協議会[1]（The US-China Business Council）が、「**USCBC 2025 年 会員向けアンケート調査**」（USCBC 2025 Member Survey[2]）を発表した。

本報告書では、米国企業が中国で直面している上位 10 の課題[3]が示されているところ、前年に引き続き、知的財産権保護が 10 番目に挙げられている。

知財権保護に関するアンケート結果は以下のとおり。

- 中国の知財権保護について 4 割が改善していると回答（大きく改善 4%、やや改善 36%）。また、約半分が変化なし（52%）、1 割弱が悪化（やや悪化 6%、大きく悪化 2%）と回答。

- 「中国において自社に関係する知財権の課題は？」との設問に対して、「地方当局による行政・司法判断の一貫性の無い、又は、不十分な執行」が 5 年連続で最も多く、43%の企業が懸念を表明[4]。

- 同設問に対して、「侵害抑止のための不十分な罰則」は 42%であり、昨年の 5 位から 2 位に上昇[5]。

---

1 中国とビジネスを行う 270 以上の米国企業で構成される 1973 年に設立された非営利組織。米中間の商業関係を拡大し、会員の利益、ひいては米国経済に貢献することを目的としている。
2 ［URL］https://www.uschina.org/articles/member-survey-2025/
3 2025 年の上位 10 は次のとおり（括弧内は 2024 年順位と 2025 年順位への変化）。
①米中関係（1－）、②関税（8↑）、③中国企業との競争（3－）、④輸出規制・制裁・投資審査（4－）、⑤中国のマクロ経済（2↓）、⑥データ・個人情報・サイバーセキュリティの規制（5↓）、⑦政府・国有企業の調達（6↓）、⑧産業政策（9↑）、⑨過剰生産能力（17↑）、⑩知的財産権保護（10－）
4 同報告書では、エンフォースメントの決定は選択的であり、知財権者は、その事例が中国国内のイノベーションと産業の優先事項をサポートするものである場合には、効果的なエンフォースメントを確保できる可能性が高いとの指摘がある旨も記載。
5 この変化について、同報告書では、懲罰的損害賠償や訴訟差止命令など、長期に渡る訴訟手続きにおいて当事者が価値の高い知財権を保護するのに役立つエンフォースメント・ツールを、より一貫性をもって積極的に活用する必要性を浮き彫りにしていると考察。

- それに続き、「知財権保護と執行に関する中央政府の効果的な省庁間調整の欠如」が 29%、「規制、定義、司法指導のギャップを含む、不十分な法的または政策的枠組み」が 28%、「知的財産登録、無効化、再審査、その他の行政手続き」が 25%、「知的財産訴訟における一貫性のない不透明な判断基準」が 23%、「行政手続における不十分な知的財産保護」が 23%、「裁判所や仲裁委員会での知的財産訴訟の開始における課題」が 14%。

- 回答者が最も懸念している知的財産権侵害は、専利（30%）と商標（27%）[6]。

- 「過去３年において市場参入の条件として中国への技術移転を要求されたことがあるか」という設問に対して、９割弱（88%）が技術移転の要求を受けたことが無いと回答。ただし、昨年調査からは割合が減少[7]。

- 技術や企業秘密の移転や示を要求されたと回答した企業の中で、最も一般的な懸念は、「秘密保護が不十分」や「行政手続きにおける開示要件が過度に広範」であること[8]。

- 米中交渉の最重要政策分野[9]として、中国における知財保護の強化が６番目にリストアップ。

（以上）

---

6 同報告書では、中国は 2024 年、専利規制の枠組みを洗練させる上で漸進的な進歩を遂げたものの、立法改革はまだ必要であり、より一貫性があって強制力のある知財権保護システムを確立するためには、省庁間および中央と地方の調整を強化し、実施責任と手続きを明確化し、分野別のガイダンスを発行することが重要であると指摘。

7 2024 年の調査では、要求が無かったとの回答は 96%（過去最高）。

8 同報告書では、これらの懸念は、中国の営業秘密保護の強化が遅々として進まないことに起因している可能性があると指摘。特に 2020 年 8 月に発表された法務省の指導意見草案に対するフォローアップが不十分であることに起因していると推察されるとのこと。

9 上位 10 は次のとおり。①二国間物品貿易の関税引き下げ、②在中米国企業の市場アクセス制限の削減または撤廃、③輸出規制の範囲または規定の制限、④中国のデータ政策の遵守義務の緩和、⑤中国のビジネス環境の透明性の向上、⑥中国における知財保護の強化、⑦公募および入札プロセスにおける米国企業の平等な待遇の確保、⑧中国企業を優遇する補助金やその他の政策インセンティブの提供への対処、⑨中国の産業部門における過剰生産能力の削減、⑩ビザを含む双方向の渡航制限の緩和